

平成 27 年

第 3 回市議会定例会 議案第 7 号

函館市立保育所条例の一部改正について

函館市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 9 月 2 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市立保育所条例の一部を改正する条例

函館市立保育所条例（昭和 34 年函館市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号および第 5 号を削る。

第 3 条第 1 項第 4 号および第 5 号を削る。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

尾札部保育園および臼尻保育園を民営化することに伴い廃止するため